

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則における  
事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項の届出書

営企料第4号  
平成31年2月26日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘  
社長執行役員

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により、別紙1から7のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項を定めたので届け出ます。

(別表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則		
第6条第5項	第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準	別紙1
第8条第2項	送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準	別紙2
第9条第2項	第9条第1項第4号に規定する値に代わるものとして設定した値	別紙3
第12条第2項	託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費への配分基準	別紙4
第21条第3項	契約種別ごとの電気の使用形態，電気の使用期間，電気の計量方法等による特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準	別紙5
第43条第2項	燃料費調整制度における換算係数	別紙6
第43条第4項	燃料費調整制度における基準調整単価	別紙7

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

科目		活動帰属基準	配賦基準	
賃借料	借地 借家料	寮・社宅 賃借料	直課された 各部門人員数比	—
		その他 借地借家料	各部門業務用建物 床面積比（賃借分のみ）	—
	機械 賃借料	その他 機械賃借料	直課された 各部門人員数比	—
	その他賃借料		—	直課された各部門 賃借料比
委託費	システム開発委託費		直課された 各部門人員数比	—
	事務所清掃管理 委託費		各部門業務用建物 床面積比	—
	株式財務関係業務 委託費		各部門設備別 帳簿原価比	—
	その他委託費		—	直課された各部門 委託費比
普及開発関係費		—	一般送配電事業等に係る 電気事業報酬の額を加味 した各部門原価比	
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)		—	一般送配電事業等に係る 電気事業報酬の額を加味 した各部門原価比	
法人税等		—	一般送配電事業等に係る 電気事業報酬の額を加味 した各部門原価比	

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準  
[第8条第2項関係]

以下の配分基準により，送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費へ配分する。

科 目	配 分 基 準
給料手当	送配電非関連固定費に配分。
給料手当振替額（貸方）	送配電非関連固定費に配分。
雑給	送配電非関連固定費に配分。
消耗品費	送配電非関連固定費と送配電非関連可変費の割合が一对一となるように配分。
修繕費	送配電非関連固定費に配分。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。
委託費	送配電非関連固定費に配分。
養成費	送配電非関連固定費に配分。
諸費	送配電非関連固定費に配分。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。
他社購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。
建設分担関連費振替額（貸方）	送配電非関連固定費に配分。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	送配電非関連固定費に配分。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。
他社販売送電料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。
水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。
火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。
新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。

第9条第1項第4号に規定する値に代わるものとして設定した値  
 [第9条第2項関係]

1. 設定した値

第10条第2項第2号に規定する送配電非関連可変費の配分において、下表に掲げる送配電非関連可変費については、第9条第2項の規定により、同条第4項第4号に定める割合を、同条第1項第4号に定める値によらず、それぞれ下表に設定した値により算定する。

対象となる送配電非関連可変費	設定した値
水力発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費に整理された 送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの水力発受電量
火力発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費に整理された 送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの火力発受電量
総原子力発電費に整理された 送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの原子力発受電量
新エネルギー等発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費に整理された 送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの新エネルギー等 発受電量

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

送配電非関連可変費の配分にあたり、第9条第1項第4号に定める値に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な値として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した値〕に掲げる値を設定することとした。

託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送配電非関連固定費及び  
送配電非関連可変費への配分基準  
[第12条第2項関係]

以下の配分基準により，送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費へ配分する。

科 目	配 分 基 準
託送収益 （電源線に係る収 益に限る。）	送配電非関連固定費に配分。

契約種別ごとの電気の使用形態，電気の使用期間，電気の計量方法等による  
特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準  
[第21条第3項関係]

第21条第2項の規定による基準は，以下のとおり設定する。

1. 契約種別

契約種別は，特定需要において，電気の使用形態，電気の使用期間，電気の計量方法等の差異を勘案し，次のとおり定める。

需要種別	契約種別
特定需要	定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯， 低圧電力，臨時電力，農事用電力

2. 料金制

料金制は，需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を，それ以外の需要については最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用する。

なお，電灯需要の電力量料金については，原則として使用電力量を3段階に区分し，使用電力量の多寡に応じて料金率が異なる3段階料金制(てい増料金制)とし，また，電力需要の電力量料金については，使用電力量を夏季(7～9月)とその他季に区分する季節別料金制を適用する。

3. 料金率

料金率については，特定需要の原価に準拠し，これまでの料金制度の沿革，料金改定の趣旨を勘案し，電力使用の昼夜間格差，電力使用原単位等の使用形態，使用期間及び計量方法等，供給原価を構成する要素を勘案して契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。

(1) 基本料金率

基本料金率は，原則として1月を単位とし，需要の使用する負荷設備，最大電流等を基準に定める。

なお，電力需要の基本料金率は，需要の力率差による供給原価の適切な負担や系統への影響度を適宜反映させる。

(2) 電力量料金率

イ 電灯需要

電灯需要の電力量料金率は，原則として使用電力量を3段階に区分し，次により定める。

- (イ) 第1段階の使用電力量の料金率については、(ロ)の料金率より低廉なものとする。
  - (ロ) 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用にもとづくものとする。
  - (ハ) 第3段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。
  - (ニ) 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき300キロワット時とする。
- ロ 電力需要
- 電力需要の電力量料金率は、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季にそれぞれ定める。



燃料費調整制度における換算係数  
[第43条第2項関係]

小売電気事業等の用に供する燃料ごとの比率を勘案し、以下のとおり換算係数を定めた。

	石油	液化天然ガス	石炭
換算係数	0.0053	0.1861	1.0757

燃料費調整制度における基準調整単価  
[第43条第4項関係]

以下のとおり契約種別ごとに基準調整単価を定めた。

区分および単位	基準調整単価
1. 定額制供給の場合	円
(1) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯	
10ワットまでの1灯につき	0.521
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.040
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.080
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.121
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.201
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5.201
小型機器	
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.554
50ボルトアンペアをこえ	
100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.107
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.554
(2) 臨時電灯A	
1日につき	
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.042
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.084
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.084
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.838
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.838
(3) 臨時電力	
契約電力1キロワット1日につき	0.881
(4) 農事用電力B (脱穀調整需要)	
1日につき	
契約電力0.5キロワット	0.220
契約電力1キロワット	0.441
契約電力2キロワット	0.881
契約電力3キロワット	1.322
契約電力4キロワット	1.763
契約電力5キロワット	2.202
2. 従量制供給の場合	
1キロワット時につき	0.134